

意見陳述書

2026年2月25日

原告 小松原 正孝

1, 私は、部落解放同盟静岡県連合会の委員長をしている小松原正孝と申します。「全国部落調査」復刻版の裁判では、静岡県から原告が出ていなかったため、差止めの対象から外され、地元の住民は非常に残念に思いました。このたび、なんとか止めたい気持ちで第2次訴訟の原告になりました。

2, 私の地元では、これまで次のような差別事件がありました。

(1) スズキ自動車の「部落地名総鑑」購入事件

1975年に、スズキ自動車の本社が、被差別部落の地名リストである「部落地名総鑑」を購入していたことが発覚しました。会社の幹部が私の地元に来て謝罪しましたが、就職選考の身元調査に使っていたことがわかりました。今回の「全国部落調査」は、この「部落地名総鑑」とまったく同じ内容です。

(2) 島田市部長の身元調査事件

1990年には、島田市の幹部職員が息子の結婚相手の身元を調べていた事件が起きました。この部長は、同和行政の担当部長だったのですが、業務上の問い合わせをよそおって、部下に滋賀県彦根市に電話を掛けさせ、同和地区の地名を聞きだそうとしました。

(3) 衆議院選挙の差別張り紙事件

2005年の衆議院選挙の公示日の直後に、私の住む地域に、ひどい差別貼紙が張られる事件が起きました。マジックで書かれたA3版の大きな貼紙には、「O地区の悪くヨゴれた血が流れて居る人達の票などいり

ません」と書かれており、民家のブロック塀や交差点のフェンスなど5カ所に張られていました。静岡三区のA候補の名をかたった悪質な貼紙です。貼紙には「O地区の人たちは、なにかあると集団で来るおそろしい部落だ」と書かれていました。

(5) 示現舎の「部落探訪」事件

2019年に、示現舎を名乗る被告・宮部は、私たちが住んでいる地区に入ってきて、動画で地域をこまかく撮影し、インターネットに投稿しました。被告・宮部は、隣保館に立ち寄って私の家を聞き出して、「同和の会長さん」の家として、私の家を撮影しています。

3、「全国部落調査」の出版差止めを

被告は、「差止めが認められなかった地域については、本を出してもいい」という趣旨の発言をしていると聞いています。

部落差別が存在する中で、同和地区の地名リストを出版したり、インターネットに出すことは、身元調査の材料を提供することであり、差別を拡散助長させる行為です。以前よりは少なくなったといっても結婚をするときに同和地区の調査をする人はいまもいます。私たちの地元では、被告の図書出版やネット公表に強い危機感を持っています。自分たちだけでなく、子どもや孫が、これから先も被差別部落出身者として特定され、就職や結婚で差別されることが大変心配です。

裁判所におかれてましては、ぜひ、部落差別の実態を理解し、本の出版を差し止め、またインターネットから静岡県下の地区を含むすべての地名一覧の削除を命令していただきますよう、お願いいたします。

以上

意見陳述書

6
2025年2月25日

原告 竹澤 和市

1、はじめに

私は、部落解放同盟千葉県連合会で副委員長をしている竹澤和市です。

第一次の「全国部落調査」出版差し止め裁判では、千葉県を代表して鎌田行平さんが原告になりましたが、裁判の途中で亡くなったため、千葉県は原告が不在となり、差し止めから除外されてしまいました。このため、千葉県の同和地区の住民は大変くやしい思いをしました。このたび、追加の裁判では、私が率先して原告になりました。私は、千葉県の被差別部落の住民を代表して意見を述べます。

2、私の被差別体験

(1) 私の被差別体験

私は、「復刻版 全国部落調査」に記載されている千葉県野田市内の被差別部落に生まれ、現在もそこで暮らしています。

27歳の頃、彼女が出来て、私が勤めていた東京墨田の油脂工場にも一緒に行きましたが、彼女は臭いとは言いませんでした。4、5年付き合い、結婚しようという話になりました。相手の親御さんの所に行った時、仕事を聞かれて答えたら、「その仕事は普通の人はやってねえや」と最初に言われました。その後、相手の親は強く反対して、娘を出さないし、私に一切逢わせませんでした。私の兄貴は、「やめろ、おまえがしょっちゅう行ったらケンカになるから。間違いでも起こすと大変なことになるから、あきらめろ」といいました。私は、千葉では部落差別があるので、東京へ行けばそういうことはないと思って東京に出たのですが、どこへ行っても同じだと思いました。

(2) 息子と部落差別

息子は7年も付き合った彼女と、相手の親の反対に遭い、別れました。その時、息子に「お前もお父さんと同じで、彼女と別れることになったんだな」と言ったら、「初めて聞いたよ」といいました。「お父さんも差別に遭って一緒になれなかったんだけど、お前もまたいい人が見つかるから、くじけるこたあねえよ」といいました。その後、息子は別の女性と結婚して孫もできました。息子はこのときのことを振り返って、「自分は、結婚できないかと思っ

たよ」と言いました。

私は結婚差別を経験し、息子もまた結婚差別を経験しましたが、孫もそういう道を通るのかなと考えると非常に心配です。いまは面と向かって差別語は言わないが、陰で言っているかもしれないと思います。部落差別は、結婚になるといびつな形で出てきます。だから、孫が大きくなるまでに差別をなくしたいと、心の底から思っ活動しています。

(3) 孫が大きくなるまでに

「全国部落調査」復刻版には、私の住んでいる地域名が掲載されており、「部落解放同盟関係人物一覧」にも私の名前が出ていました。また、被告は、私の住んでいる地域を動画に撮って「部落探訪」にアップしています。被告は、下品な言葉を使って動画を出していますが、被告は差別がどんなに人を傷つけるかを考えたことがないのかと思います。地名リストの公表や、動画の公表で、同和地区の人たちは非常に傷ついています。

私にも孫がいます。部落差別を助長する行為を野放しにしている現状を放置したまま、成長させるわけにはいきません。孫が「全国部落調査」を見て自分を否定したり、自分のルーツを嫌ったりするかもしれません。「全国部落調査」復刻版は、差別を助長し、同和地区住民をさらし者にします。「全国部落調査」は、インターネットに掲載されたり、出版されたりすることがあってはならないものです。これは、私だけではなく千葉の同和地区住民すべての願いです。

裁判長におかれましては、一日も早く、千葉県を含めて「全国部落調査」の出版を止め、インターネットから削除する判断を出していただきますようお願いします。

以上